

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速に対処し、より公正で信頼性の高い経営を実現するための経営管理体制を構築するとともに、法律、社会規範、倫理等の遵守に力を注ぎ、全役職員を対象に時機を捉えた教育・訓練を実施してコンプライアンス体制の充実を図るとともに、経営の透明度を高めるために積極的な情報開示を行うことでコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

議決権の電子行使や招集通知の英訳につきましては、現在、当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、費用や諸手続等を勘案し実施しておりません。今後につきましては、海外投資家の比率の推移等を勘案し、実施の可否を判断してまいります。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態に影響を与えることを踏まえ、運用を委託する運用機関へのモニタリングとして、担当組織が運用機関から運用状況等に関する報告を定期的に受けることにより適切な管理に努めておりますが、企業年金の規模等を考慮し、高い専門性を有した人材の計画的な登用・設置につきましては実施しておりません。

【補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、創業家一族が大株主として存在する状況の中、その代表である松田芳明が代表取締役社長を務め、後継者計画を立案しております。

【補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務(2)】

当社は、監査等委員以外の報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬総額の限度内で、各取締役の果たすべき責務の評価・役位・就任年数・業績等を勘案し、取締役会に付議する原案を代表取締役が作成し、取締役会で決定しております。

現時点では、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合は設定しておりませんが、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとしての機能の有効性も含め、検討してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は、任意の指名委員会・報酬委員会などの独立した諮問委員会は設置しておりません。当社の取締役会は、監査等委員である独立社外取締役の員数が過半数に達しておりませんが、取締役の指名や報酬については、監査等委員である独立社外取締役の助言を得ております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

(1)政策保有に関する方針

当社は、事業及び取引における良好な関係が維持強化され、企業価値の向上につながる企業の株式を保有の対象とし、保有の目的が達成されないと考える株式については、可能な限り速やかに処分し縮減することとしています。

(2)政策保有株式にかかる検証の内容

当社の取締役会では、每期、保有する株式の銘柄ごと取引高による定量的な効果と、経営戦略やシナジーなどの定性的な効果および中長期的な発展の期待を加えて検証し、総合的に保有の適否を決定しております。なお、当社は、取締役会において2020年3月31日を基準日とした検証の結果、保有の意義を認められない3社の株式について売却による縮減を進めることを決定しております。

(3)政策保有株式にかかる議決権行使基準

保有株式に係る議決権の行使については、当社及び保有先の企業価値に対する影響性などを考慮して総合的に判断することとしており、これにより、当社株主の中長期的な利益につながるものと考えております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引を行う場合は、保険契約などの普通取引約款による取引を除き、取締役会規程の定めにより、取締役会の事前承認としております。また、取締役会の承認を得て実施した取引の重要な事実については、取締役会への報告としております。

取締役会は、関連当事者間の取引の承認に際し、取引の条件およびその決定方針等が公正かつ適正であることを確認し、また、取締役会の事務局は、取引の承認および実施に際し、必要に応じて法的確認を行い報告することとしております。

監査等委員である社外取締役の出席する取締役会が関連当事者間の取引を監視することで、会社や株主共同の利益を害することおよびそうした懸念を惹起することのないように、体制を構築しております。

なお、現在当社が行っております関連当事者との取引に関する「取引の条件および決定方針等」は、以下に記載の通りであります。

1.当社製品の販売

価格その他の取引条件は、当社と関連を有さない他の当事者と同様の条件により決定する。

2.関連会社製品の購入

価格については、市場動向等を勘案して定期的に双方協議のうえ決定し、決済条件は、市場慣行に比べて短期日内の決済とする場合は、利息相当額の割引を行う。

3.不動産の賃借

工場用地および営業所については不動産鑑定士の鑑定評価に基づいて、社宅については近隣の相場に基づいて決定する。(鑑定評価は概

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社は、「限りある地球資源を有効活用し、業を通じて社会に貢献する」を企業理念の根本に据え、限りある資源である貴金属をリサイクルして有効利用を図る「貴金属事業」、きれいな環境を次世代に引き継ぐ「環境事業」、地球の豊かな恵みである食資源を安定的に供給する「食品事業」の3事業を柱として、事業展開を図っております。また、「顧客重視」・「株主重視」を経営の基本方針としております。

当社は、「貴金属事業」・「環境事業」で構成する貴金属関連事業及び食品関連事業の両事業を成長の牽引役とし、製品および技術開発、国内外の拠点整備および機能拡充等の事業拡大に必要な成長投資を積極的に行う方針のもと、貴金属関連事業においては「東アジアで資源循環を創造するリーディングカンパニー」、食品関連事業においては「お客様の商品開発のベストパートナー」を各セグメントのビジョンとし、それぞれ経営戦略を掲げて収益拡大を目指し取り組むとともに、事業を通じて社会に貢献することで持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

経営計画につきましては、取締役会の決定により、中期経営計画(2019-2021年度)を2019年5月13日付けで公表しておりますが、当計画の最終年度である2022年3月期の数値目標は、連結売上高2,200億円、連結営業利益55億円、連結営業利益率2.5%、自己資本利益率6.0%としております。

なお、中期経営計画(2019-2021年度)の詳細につきましては、(第71期)有価証券報告書の「第一部【企業情報】第2【事業の状況】1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(2)経営環境及び中長期的な会社の経営戦略 中長期的な会社の経営戦略」に記載しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、「1. 基本的な考え方」に記載しております。

また、当社のコーポレートガバナンスにおいて指針とする基本方針につきましては、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社のホームページに掲載しております。

当社ホームページURL: <https://www.matsuda-sangyo.co.jp/index.html>

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

監査等委員以外の取締役の報酬は、株主総会の決議による報酬総額の限度内で、各取締役の果たすべき責務の評価・役位・就任年数・業績等を勘案し、取締役会に付議する原案を代表取締役が作成し、取締役会で決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の決議による報酬総額の限度内で、監査等委員報酬に関する方針に基づき、代表取締役と協議の機会を持ち、監査等委員の果たすべき責務の評価・経験・専門的な知見等を総合的に勘案し、監査等委員の全員の合意に基づき決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

監査等委員以外の取締役候補者の選任は、経験、職歴、人格、職務上の業績等を総合的に判断する方針のもと、取締役候補者選定討議会の候補者リストに基づき、代表取締役が推薦し、取締役会で決定しております。

監査等委員である取締役候補者の選任は、中長期的な企業価値の向上に資する助言、取締役会を通じた経営の監督、会社と関連当事者による利益相反の監督、独立・中立の立場による取締役会への意見の反映などの役割を果たすための適任者として、多様な分野における専門的な知見と経験および人格面も含め総合的に判断する方針のもと、代表取締役が推薦し、監査等委員会の同意を得て、取締役会で決定しております。

監査等委員以外の取締役の解任は、職務執行上の不正、重大な法令違反もしくは定款違反などにより、会社の企業価値を著しく毀損させる事実が判明した場合に、監査等委員会の意見を踏まえ、株主総会への当該取締役の解任の議案の提出について取締役会で決定することとしております。

(5) 当社が取締役候補者の指名を行った際の、個々の選任の理由は次の通りであります。なお、社外取締役の選任理由につきましては、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「会社との関係(2)」に記載しております。

1. 松田 芳明

代表取締役社長兼社長執行役員として、取締役会及び執行役員会の決議を執行するとともに、会社の業務を統括しております。1988年から当社の取締役として経営に携わるとともに、その間に培った豊富な経験と多方面にわたる知見を活かすことで社業の発展に寄与してきました。2003年に代表取締役社長に就任以降、強い決断力とリーダーシップを発揮し、当社グループの最高経営責任者として持続的な社業の発展を着実に遂行しております。

2. 對馬 浩二

経営企画部門を担当し、2004年から社長補佐として広範囲にわたる職務も務めております。取締役副社長兼副社長執行役員として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たすとともに、当社グループの経営をリードし企業価値向上に努めております。

3. 片山 雄司

人事総務部門、内部管理の分野で豊富な経験と見識を持ち、総務部長、TRM(トータルリスクマネジメント)委員長、人事部・法務部管掌を担当するとともに、取締役兼専務執行役員として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。

4. 山崎 隆一

貴金属関連事業の営業責任者等の豊富な経験と実績を持ち、金属・環境営業本部長を担当するとともに、取締役兼上席執行役員として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。

5. 石禾 健二

人事関連部門で培った豊富な知識と経験を活かし、食品事業部長として、食品事業全般を統括しております。また、取締役兼執行役員として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。

6. 都築 淳一

貴金属関連事業における海外拠点の運営等の豊富な経験と実績を持ち、金属・環境海外本部長として、海外事業全般を統括しております。また、取締役兼執行役員として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。

7. 上田 雄大

経営企画部門で培った豊富な実務経験と実績を持ち、2020年4月より管理部長兼財務部長を担当しております。取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の能力を十分に有しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社は、効率的で実効性のある取締役会とするため、法令、定款及び取締役会規程に定める重要事項以外の業務執行に係る意思決定の一部を執行役員に委任しております。

委任する分掌業務の具体的内容は業務分掌規程に定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役4名は、当社の「独立社外取締役の独立性判断基準」に適合することの他に、多様な分野における専門的な知見と経験および人格面も含め総合的に適任と判断し候補者の選任を行っていることから、中長期的な企業価値の向上に資する助言、取締役会を通じた経営の監督、会社と関連当事者による利益相反の監督、独立・中立の立場から取締役会への意見の反映などの役割を十分に果たし得るものと考えております。また、当社は、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役全員を独立社外取締役の要件を満たした候補者から選任しておりますので、経営の監視および監督がいっそう強化されると判断しております。

なお、当社は、取締役11名のうち4名は独立社外取締役であり、4名全員を独立役員として東京証券取引所に届出しております。また、独立社外取締役の割合につきましては、異業種混成企業である当社の特徴や事業規模等から、現在の体制で十分に機能するものと判断しております。

[原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、東京証券取引所が定める独立性判断基準に当社独自の要件を加えた「独立社外取締役の独立性判断基準」(注)を策定し、取締役会で決議しております。

当社は、この「独立社外取締役の独立性判断基準」を満たし、多様な分野における専門的な知見と経験から当社の経営の監督機能を発揮してコーポレートガバナンスの向上に貢献が期待できる候補者を選任しております。

なお、当社の社外取締役は全てこの基準に適合しており、独立性については十分に保たれていると判断しております。

(注)独立社外取締役の独立性判断基準

- 1.現に当社グループの業務執行者(注1)でなく、過去においても当社グループの業務執行者となったことがないこと。
- 2.過去5年間に於いて、当社グループの主要な取引先(注2)である企業等、または当社グループを主要な取引先とする企業等の業務執行者でないこと。
- 3.過去5年間に於いて、当社グループから取締役報酬以外に多額の報酬(注3)を直接受け取っている者でないこと。また、現在及び過去1年間に於いて、コンサルタント、会計専門家、法律専門家として所属する法人等が当社グループから高額の報酬(注4)を受け取っていないこと。
- 4.過去5年間に於いて、当社グループから多額の寄付(注5)を受けている者、または寄付を受けている法人、団体等の業務執行者でないこと。過去5年間に於いて、当社グループの会計監査人または監査法人の社員、パートナーまたは使用人であって、当社グループの監査業務を実際に担当していた者でないこと。
- 5.現在、当社グループの主要株主(注6)である者、またはその利益を代表する者でないこと。
- 6.現在、当社グループが主要株主である企業等の業務執行者でないこと。
- 7.現在、当社グループの借入先である企業等の業務執行者でないこと。
- 8.過去5年間に於いて、当社グループとの間で、取締役が相互就任の関係にある企業等の業務執行者でないこと。
- 9.以下に該当する者の近親者(注7)でないこと。
 - (1)過去5年間に於いて当社グループの業務執行者である者(但し、この場合の業務執行者に含まれる使用人は部長格以上の使用人に限定する)。
 - (2)1項から8項の各要件が否定される者(但し、1項から3項及び5項から8項は、業務執行者に含まれる使用人を除く)。
- 10.その他、取締役としての職務遂行において、重大な利益相反を生じさせる事項または判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係等の独立性・中立性に支障を来す事由を有していないこと。

(注1)業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者、使用人をいう。

(注2)主要な取引先とは、過去の会計年度における当社グループとの取引高が、当社または取引先の連結売上高の2%以上である企業等をいう。

(注3)多額の報酬とは、年間100万円を超える報酬をいう。

(注4)高額の報酬とは、所属する法人等の連結売上高の2%以上をいう。

(注5)多額の寄付とは、年間100万円を超える寄付をいう。

(注6)主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者及び保有する企業等をいう。

(注7)近親者とは、二親等以内の親族をいう。

[補充原則4 - 11 - 1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社は、効率的で実効性のある取締役会とするための構成および規模を追求する考えのもと、監査等委員以外の取締役を15名以内、監査等委員である取締役を5名以内と定款に定めております。

監査等委員以外の取締役については、経験、職歴、人格、職務上の業績等を検討し、最終的には代表取締役の推薦を経て取締役会にて候補者選任を決議しております。また、監査等委員である取締役については、当社の「独立社外取締役の独立性判断基準」に適合し、多様な分野における専門的な知見及び経験、人格面等を検討し、監査等委員会の同意を得て、代表取締役の推薦により取締役会にて候補者選任を決議しております。

なお、当社は現在、監査等委員以外の取締役7名、監査等委員である取締役4名を選任しております。

[補充原則4 - 11 - 2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

取締役が、他の上場会社の役員を兼任する場合には、当社の取締役としての役割・責務が履行可能な範囲に限るものとし、已むなき事由を除いて、当社の取締役会への年間の出席率75%以上を求め、上場企業の役員兼務数は当社を含め3社程度とすることとしております。また、重要な兼任の状況については、株主総会招集ご通知・有価証券報告書に記載しております。

[補充原則4 - 11 - 3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社は、取締役会の運営の改善・機能向上を目的に、取締役会の実効性に関する評価を実施しております。なお2019年度開催の取締役会の実効性に関する評価の方法、結果の概要及び実効性向上へ向けた取り組みは以下のとおりです。

<評価の方法>

取締役に対して評価の主旨等を説明のうえアンケート票を配付し、全員からの回答により得られた意見等に基づき、分析・評価を実施致しました。

目的:会社の持続的発展と企業価値の向上に向けて取締役会の役割と責務という観点から、当社が目指す取締役会の姿と現状の課題を捉えて分析・評価する。

対象期間:2019年度開催の取締役会

アンケート項目:(1)取締役会の運営について

(2)取締役会の議題について

(3)取締役会を支える体制について

(4)その他

回答方法:記述式

回答方式:記名方式

<分析・評価結果の概要>

当社取締役会は、取締役会の運営について、年間開催予定の取り決め、開催前の事前通知、規程に基づく議題の選定、審議時間の確保などについて妥当であるとの評価を得ました。また、議題の事前説明による情報共有や意見交換などが十分に確保されるとともに、取締役会を支える体制なども適正であり実効性が十分に確保されているとの評価を得ました。なお、近時の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、取締役会の適時適切な運営のため、出席方法の改善などが必要であるとの意見が出されました。

<実効性向上へ向けた取り組み>

当社取締役会と致しましては、評価結果の概要を受け、引き続き実効性が十分確保されていると判断するものの、より実行性の高い取締役会の実現に向けて取り組み、取締役会の監督機能と意思決定機能の強化に取り組んでまいります。

なお、2020年度においては、各取締役の意見を踏まえ、取締役会の運営リスク軽減のために緊急時下でも適時適切に開催できる仕組みづくりに取り組んでまいります。

[補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役の特レーニング]

当社は、コーポレートガバナンスにおいて基本方針とする「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し当社ホームページに掲載しておりますが、当ガイドラインに取締役の特レーニングに関する方針を示しております。

当社ホームページURL: <https://www.matsuda-sangyo.co.jp/index.html>

なお、その内容は以下の通りであります。

- ・取締役は、役割と責務を適切に果たすため、必要な知識の習得や更新等の研鑽に努める。
- ・会社は、取締役に対して、就任の際における当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、および取締役に求められる役割・責務の理解の機会を提供し、また、在任中における継続的な更新を目的として、個々の取締役に適合した特レーニングの機会の提供・斡旋を行い、それに係る費用の支援を行う。

[原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、コーポレートガバナンスにおいて基本方針とする「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し当社ホームページに掲載しておりますが、当ガイドラインに「株主との対話に関する方針」を示しております。

当社ホームページURL: <https://www.matsuda-sangyo.co.jp/index.html>

なお、その内容は以下の通りであります。

(株主との対話に関する方針)

- ・当社は、適正な企業価値評価の実現を図るため、株主・投資家の投資判断に有用な情報の迅速、正確かつ公平な提供および建設的な対話を行い、株主・投資家の理解促進に努める。

(体制と取組み)

- ・当社は、適正な情報開示および株主・投資家との建設的な対話を実現するために情報開示管掌執行役員を定め、情報開示管掌執行役員を責任者とするIR部を設置し、株主・投資家窓口として社内部門との連携を図り、情報開示に対応する。
- ・情報開示管掌執行役員は、当社が開催する個人投資家やアナリスト・機関投資家に対する会社説明会を企画立案し、事業内容・決算情報などの情報開示の場として活動の充実に努め、IR部は、個別のミーティングなども適宜対応することで情報開示のより深い理解へ導くよう努める。
- ・情報開示管掌執行役員は、IR活動を通じて株主・投資家から頂いた意見・要望を、その活動内容とともに定期的に取締役会並びに監査等委員会に報告し共有する。
- ・情報開示管掌執行役員は、重要かつ未公表な内部情報(インサイダー情報)が外部に漏洩することを防止するために、「内部者取引管理規程」に基づく社内教育を行うとともに情報管理の徹底に努める。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松田芳明	3,905,265	14.83
松田物産株式会社	3,570,649	13.56
松田邦子	1,883,240	7.15
明治安田生命保険相互会社	931,700	3.54
松田和子	783,796	2.98
對馬純子	783,758	2.98
住友生命保険相互会社	765,500	2.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	705,500	2.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	654,200	2.48
株式会社みずほ銀行	502,190	1.91

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3月

業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
畠山伸一	公認会計士													
内山敏彦	公認会計士													
中岡利徳	その他													
小島敏幸	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畠山伸一			社外取締役の畠山伸一氏は、当社が監査契約を締結しているEY新日本有限責任監査法人(旧・新日本有限責任監査法人)の出身者であります。すでに退任しており、当社が支払う監査報酬は「多額の監査報酬」には該当致しません。	同氏は、公認会計士としての会計分野の経験と高い見識を有しており、その知識や経験等を当社の監査・監督に活かしていただけるものと判断しております。 また、一般株主と利益相反のおそれがない独立性があり、豊富な知識、経験及び人格面から、総合的に当社の経営体制をチェックできる適性を有すると判断し、独立役員として指定しております。

内山敏彦		社外取締役の内山敏彦氏は、当社が監査契約を締結しているEY新日本有限責任監査法人(旧・新日本有限責任監査法人)の出身者であります。すでに退任しており、当社が支払う監査報酬は「多額の監査報酬」には該当致しません。	同氏は、公認会計士としての会計分野の経験と高い見識を有しており、その知識や経験等を当社の監査・監督に活かしていただけるものと判断しております。 また、一般株主と利益相反のおそれがない独立性があり、豊富な知識、経験及び人格面から、総合的に当社の経営体制をチェックできる適性を有すると判断し、独立役員として指定しております。
中岡利徳		該当なし。	同氏は、永年にわたり警察関係における経験と高い知識を有しており、この専門的な知識をもって当社の監査・監督に活かしていただけるものと判断しております。
小島敏幸		該当なし。	同氏は、永年にわたる地方行政分野等の経験と高い知識を有しており、その専門的な知識等を当社の監査・監督に活かしていただけるものと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助するために監査室を設置しています。また、監査室は内部監査業務を兼務しています。監査室の人事異動については監査等委員会の承認が必要であり、監査等委員会の職務の補助に関しては業務執行取締役の指揮命令権は及びません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、監査等委員以外の取締役の職務執行監査を行い、取締役会に出席するほか、内部監査部門である監査室が行う業務監査の指導、助言を行います。内部監査室は内部統制基本方針に従い、その監査計画を監査等委員会に提示し、監査結果については定期的に監査等委員会へ報告いたします。
会計監査人は、その監査計画及び監査結果を選定された監査等委員に定期的に説明し、監査等委員会は必要に応じて適宜会計監査人へのヒアリング、意見交換を行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	4名
--	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

役員報酬の業績連動は加味しているものの、明確な目標や水準等は設定していません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

(1)取締役の報酬等

取締役(監査等委員を除く。)(社外取締役を除く。)	: 7名	188百万円
取締役(監査等委員)(社外取締役を除く。)	: -名	-百万円
社外役員	: 5名	29百万円
計	: 12名	217百万円

(2)使用人兼務取締役に対する使用人給与等相当額 42百万円(上記(1)には含んでいない)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2015年6月25日の第66回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は月額30百万円以内とし、監査等委員である取締役の報酬限度額は月額5百万円以内と決議いたしました。
それぞれの報酬限度額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会の決議、監査等委員については監査等委員会の協議により決定しております。
なお、役員個々の金額決定に際しては、役位、就任年数、成果などを総合的に勘案しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社の社外取締役全員は監査等委員であり、監査等委員会の補助者である監査室員が事務及び指示された情報収集を担当いたします。監査等委員会の職務の遂行に必要な体制については「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載の通り、当社取締役会決議による「内部統制システムの整備に関する基本方針」に定めております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

- 執行役員制度を導入し、経営機能と業務執行機能を分離しています。
- 取締役会は、全7名の取締役(監査等委員である取締役を除く。)と全4名の監査等委員により構成され、原則毎月1回開催し、法定事項を含めた重要な経営事項の審議・決定ならびに各執行役員による業務執行を監督します。
- 社長執行役員である代表取締役および執行役員を構成員とする執行役員会を定期的に開催し、取締役会の委嘱を受けた事項その他の業務執行に係る重要事項を審議し、決定します。
- 監査等委員会の監査については、監査等委員会規程に基づき定められた監査実施基準により実施し、内部監査については内部監査規程に基づき実施します。

5.取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指名及び報酬については取締役会において決定します。監査等委員である取締役の指名については監査等委員会の同意のもと取締役会において決定します。また、報酬については監査等委員会の協議により決定します。

6.執行役員の選任及び報酬については取締役会において決定します。

7.監査等委員である取締役との間で法令に基づき賠償責任を限定することができる契約を締結しています。

当社は、当社の業務全般を把握し、財務・会計・法律等に関する知見および業務経験から中立・適法な判断のできる4名の監査等委員(うち1名は常勤委員)を選任し、4名全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

監査等委員は、取締役会・重要な会議および監査等委員会に出席し、取締役の職務執行状況、コンプライアンスやリスク管理を含む内部統制のシステムの構築、運営状況の監督・監査を行います。

また、監査等委員は、会計監査人と定期的に監査結果の報告を受けるとともに情報・意見の交換を行い、連携強化を図ります。

更に、当社の内部監査部門である監査室が行う各執行役員・各業務執行部門に対する業務監査、並びに内部統制監査については実施状況と問題点の改善状況を聴取し、モニタリング機能の有効性を確認します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社におけるコーポレート・ガバナンスを実効あるものとするために、意思決定における透明性および公平性の確保が重要であるとの認識に立ち、監査等委員会設置会社を選択し、監査等委員4名全員を社外取締役とすることで、独立・中立の立場からの経営の監督機能の強化を図っております。

また、執行役員制度を導入し、経営機能と業務執行機能の双方の強化を図ることで市場環境の変化に対して、より適切かつ迅速に対応できる体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の約三週間前に発送しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回程度開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会を、第2四半期、期末の年2回開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社IRホームページにおきまして、以下の情報を掲載しています。 (URL: https://ir.matsuda-sangyo.co.jp/ja/Top.html) <ul style="list-style-type: none"> ・決算短信 ・決算情報以外の適時開示資料 ・有価証券報告書、四半期報告書 ・IR HANDBOOK ・IRカレンダー ・決算説明会資料 ・招集通知 ・その他 	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部 (執行役員IR部長 田中善則)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の『第二章 株主の権利と平等性の確保』及び『第三章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働』において、ステークホルダーの立場の尊重について規定し、その実施に取り組んでいます。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、2010年に環境方針を制定し、事業推進を通じた環境保全・環境負荷低減活動や循環型社会構築に取り組んでいます。 上記取り組み内容の詳細につきましては、『松田産業レポート(企業価値報告)』(旧環境・社会報告書)にまとめており、当社ホームページにも掲載しています。 (https://www.matsuda-sangyo.co.jp/company/report.html)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の『第四章 適切な情報開示と透明性の確保』及び『第六章 株主との対話』において、情報提供及び対話に関する方針を定めております。
その他	第2四半期、期末においてIR HANDBOOKを作成し、株主へ送付するとともに当社IRホームページ上にも掲載しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り、当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備しています。

1. 取締役・執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1-1.コンプライアンス体制に係る規程を制定し、役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、その徹底を図るため、コンプライアンス担当役員は、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、役職員教育等を行う。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告される。
- 1-2.法令違反行為等に関する従業員からの相談または通報の処理の仕組みを定めた「ホットライン制度規程」を制定し、不正行為等の早期発見と是正を図るための内部通報制度を構築している。
- 1-3.内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役及び監査等委員会は、「文書管理規程」により、常時、これらの文章等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 3-1.コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、債権管理、商品相場、為替管理等に係るリスクについては、担当部署において、法令及び社内規程を遵守し、規則・マニュアル・ガイドラインの作成・配布、教育訓練の実施を通じて、リスク管理の徹底を図る。
- 3-2.「TRM(トータルリスクマネジメント)委員会規程」を制定し、企業経営に重大な影響を与える様々なリスクの顕在化を未然に防止すると共に、万一緊急事態が発生した場合に迅速かつ的確に対処し、速やかな復旧を図るための組織体制を構築している。全社のリスクに関する総括責任者としてTRM委員長を任命し、全体的リスク管理の進捗状況のレビューを実施する。この結果は取締役会及び監査等委員会に報告される。
- 3-3.情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティ管理規程」及び「秘密情報管理規程」を設け、すべての役員及び従業員に対して、情報セキュリティに関する行動規範を示し、情報セキュリティの確保、維持を図る。
- 3-4.監査室が各部署毎のリスク管理の状況を監査する。
- 3-5.法務部が各事業所の実地調査により、環境法令等の遵守状況の確認及び遵法性に関する指導を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 4-1.取締役会は、役職員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき各年度の具体的な目標を定める。
- 4-2.効率的な情報システムを用いた業績管理により、取締役会が定期的にその目標達成のレビューを実施し、業務の改善を促すことで目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する。
- 4-3.情報システムに関しては「情報システム管理規程」において、全体最適化計画、企画、開発、運用、及び保守についての基本指針を定め、これらの業務の体系的かつ効果的な遂行を図る。

5. 次に掲げる体制その他の、当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社が定める「関係会社管理規程」において、関係会社の経営内容を的確に把握するため、業績、財務状況その他重要な事項について必要に応じて関係資料等の報告及び提出を求める。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(2)-1.当社は、当社グループ全体のリスク管理について「TRM(トータルリスクマネジメント)委員会規程」を制定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

(2)-2.当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてTRM(トータルリスクマネジメント)委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、業務の円滑化及び管理の適正化を図り、当社及び関係会社間の情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(4)-1.当社は子会社に、その役員及び使用人が「企業倫理規程」「コンプライアンス規程」に基づき、法令及び定款を遵守した行動に努める体制を構築している。

(4)-2.当社は子会社に、法令違反行為等に関する従業員からの相談または通報、不正行為等の早期発見と是正を図るため「ホットライン制度規程」を利用する体制を構築している。

(5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社の内部監査部門は、子会社の内部監査を実施する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査室は監査等委員会を補助する体制を確保する。

7. 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

7-1.監査室に属する使用人の人事異動・人事評価については、監査等委員会の事前の承認を得るものとする。

7-2.監査室に属する使用人は、監査等委員会から指示を受けた職務を遂行する。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

8-1.取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する。

8-2.子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会に対して、子会社に重大な影響を及ぼす事項等を速やかに報告する。

8-3.報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、「ホットライン制度規程」において体制を整備している。

8-4. ホットラインの担当部門は、当社及び子会社の取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告する。

8-5. 当社監査室、法務部は、定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会が選定した監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長、執行役員、会計監査人及び子会社の役員等とそれぞれ定期的に重要事項等につき意見交換会を開催することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業倫理規程」において「社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、経済的な利益を供与する等反社会的勢力に与する行動はしない」という方針を明確にするとともに、「反社会的勢力に対応するための指針」により、当社が締結する契約書に反社会的勢力を排除する条項を盛り込むことなどの具体的活動指針を定め、方針の徹底を図っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示に係る社内体制の状況

当社は、投資家及び市場参加者に対し、会社情報の適時・適切な開示を実行するために、金融商品取引法をはじめとする法令等及び東京証券取引所の有価証券上場規定に基づき、開示が必要な重要情報ならびに投資判断に影響を与えられる情報などについて、開示内容により次のような体制をとっております。

1. 決定事実

重要な決定事実については毎月1回開催する定時取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。

取締役会への付議案件は、株式会社東京証券取引所の適時開示規則(以下、適時開示規則といいます。)に従い、開示の必要性を情報取扱責任者及びIR部・総務部を中心に検討し、開示が必要となる場合には、原則として開示資料を付し取締役会に提出しております。併せて、社内規程である「内部者取引管理規程」に基づき、内部情報管理の徹底を図っております。

開示必要情報が、取締役会において決議され次第、同日中に情報開示を行っております。

取締役会には監査等委員が出席し、さらに、必要に応じて監査室及び会計監査人ならびに弁護士による監査及びアドバイスを受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

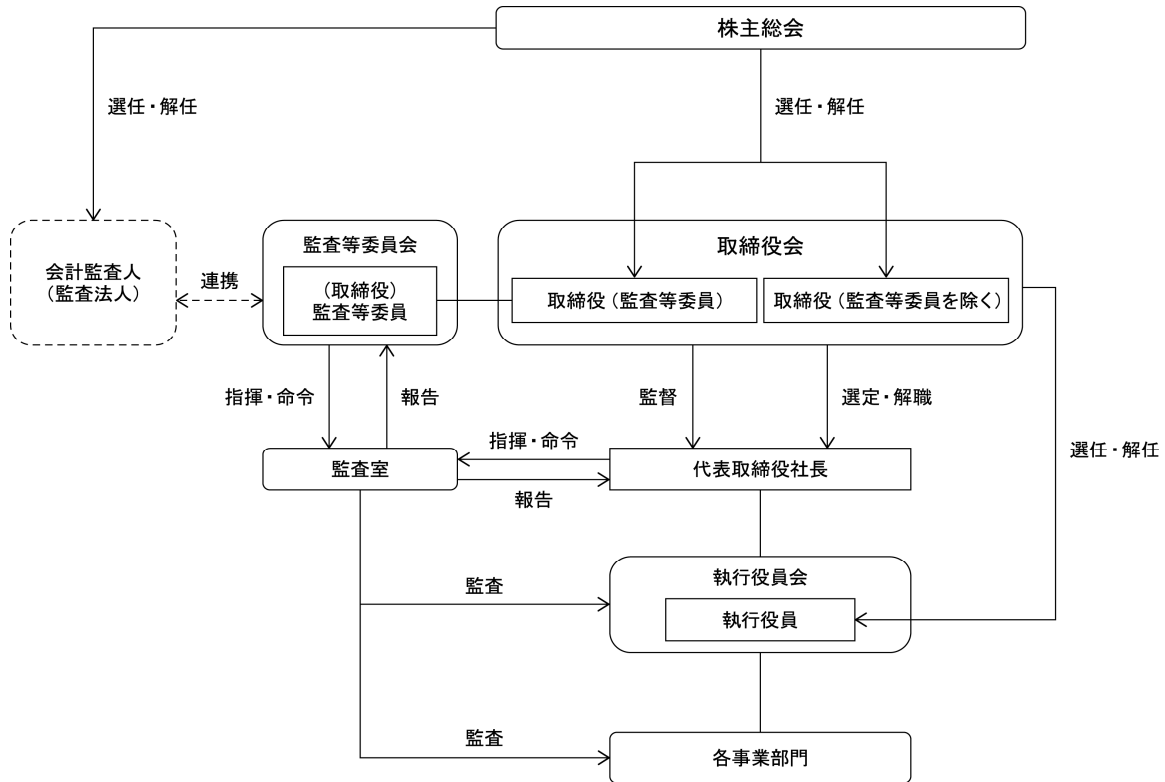
2. 発生事実

重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した部署から、速やかに総務部へ情報が集約されます。その後、適時開示規則に従い、開示の必要性を情報取扱責任者及びIR部・総務部を中心に検討し、開示が必要となる場合には、迅速に行うよう努めております。また、必要に応じて監査室及び会計監査人ならびに弁護士による監査及びアドバイスを受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

3. 決算に関する情報

期末及び第1、2、3四半期末の決算資料は管理部が作成し、各期末において取締役会において決算短信発表の承認を受けた後、同日中に情報開示を行っております。

1. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況(2020年6月25日現在)



2. 会社情報の適時開示に係る社内体制の模式図

